

| | |
|--------|------|
| 管理 No. | O006 |
|--------|------|

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 消防局 予防課
(危険物規制係 / 電話: 35-1192)

| | | |
|---------------------|----------------------------|---|
| 根拠区分 | 法律・条例一 | |
| 許認可等の名称 | 完成検査済証の再交付 | |
| 処分権者 | 市長 | |
| 根拠規定 | 根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号) | 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号) |
| | 根拠規定条項 | 第8条第4項 |
| 基準規定 | 基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号) | 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号) 奈良市危険物規制規則(令和4年奈良市規則第35号) |
| | 基準規定条項 | 危険物の規制に関する政令第8条第4項 / 奈良市危険物規制規則第9条 |
| | 審査基準 | 再交付の要件は、根拠条項により明らかであるので、当該規定による。 注 標準処理期間は、申請日の翌日から起算し、通常要する処分する日までの期間とする。ただし、次の期間については、標準処理期間に算入しない。 1 奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条各号に掲げる日 2 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数 |
| 標準処理期間 (経由機関の日数) | 14日 | |
| 本票の作成日 | 令和6年5月2日作成 | |
| 更新履歴(更新日) | 改正沿革 令和 年 月 日改正 | |

審査基準(裏面追加)

| | 基準内容 |
|-------------|------|
| 審査基準等 補足 | |